

平成29年度 第9回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	平成29年12月22日(金)			
開催場所	役場第2会議室			
開催日時	平成29年12月22日 午後 13時 35分 開会			
	平成29年12月22日 午後 17時 45分 閉会			
出席委員	1番	大竹 恭弘	5番	神谷 正
	3番	大城 司	6番	比嘉 盛和
	4番	鈴木 江美子	7番	米須 清和
			8番	與那嶺 清
欠席委員番号	2番	謝花 喜美		
議事録署名委員	3番	大城 司	8番	與那嶺 清

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

<p>議長 (開会)</p>	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成29年度 第9回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>2番 謝花 喜美(じゃはな よしみ)委員より欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
<p>議長 (日程第1)</p>	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、書記には桑江 恵理子(くわえ えりこ)さん、議事録署名委員には、3番 大城 司(おおしろ つかさ)委員、8番 與那嶺 清(よなみね きよし)委員を指名します。
議長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事務局	(諸般の報告) 報告1 税務セミナーの開催について
議長 (日程第4)	<p>日程第4 議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第54号 非農地証明願いについて 議案第55号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第57号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>以上です。</p> <p>本日提案された議案第53号から第58号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが11件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。

	休憩（現地調査） 午後 13時 38分 再開 午後 16時 39分
議長	はい、では、休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうからえー議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の資料 1ページをお開き下さい。 （議案書を読み上げ、3条申請の内容を説明） 事務局といたしましては、3ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。
議長	ただ今、議案第53号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なしの声あり）
議長	議案第53号について異議ございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第54号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第54号「非農地証明願いについて」を説明いたします。 お手元の資料 4ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明） 以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。

議 長	(事務局) 補足ありますか。補足ありますか？
事 務 局	<p>はい。事務局から補足を、したいと思います。</p> <p>申請番号2ですね。2番についてですが、議案第58号にですね、今からでる農地転用5条申請との関連もありまして、「取下げ」という指導を事務局で行い、5条申請今回出ている件も、「取下げ」していただいて同時に出していただくような形をとりたいと思います。</p> <p>ここの2番についてはですね、現場自体は、確認した通り、道路みたいな状態ではあるんですが、地目が畑ということもありますので、今回「非農地」(申請)は出ているんですけども、きちんと5条申請か4条出していただくということになります。事務局の方がまた指導を再度行い、手続きを踏んでいただくということに、(農地転用の) 手続きをしていただくということにしたいと思います。</p> <p>はい。以上です。</p>
事 務 局	(委員へ、質問) いいですか？
委 員	これ可？否？
議 長	「否」でしょう。
委 員	「否」。要するに、要するに否ってことだよね。
事 務 局	はい。
議 長	よろしいでしょうか。
委員・事務局	はい。
議 長	ではただ今、議案第54号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	((質疑・意見が) なしの声あり)
委 員	2番、バツ(否決)でしょう。

議 長	申請番号1及び3については可決とし、番号2については否決とすることに異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	では議案第54号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
	※ 採決の可決・否決内容を確認する。
議 長	<p>では、議案第54号については、申請番号1及び3については「可決」とし、番号2については「否決」決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>なお、本議案は、8番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員に関係する事案が含まれてますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議・採決いたします。</p> <p>最初に、所有権移転関係の整理番号3について審議、採決を行います。與那嶺委員は退席をお願いします。</p> <p>(與那嶺委員 退席)</p> <p>では、與那嶺委員が退席されましたので事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係、整理番号3について説明いたします。</p> <p>お手元の資料 4 ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ)</p> <p>7 ページを、お開き下さい。</p>
委 員	ん。なんで？

委 員	ちよつとこれ。どういう意味。
委 員	5 ページじゃない？
委 員	5、6 (ページ) じゃない。
事 務 局	<p>すみません。事務局からですけど、先にあの一與那嶺委員の件を審議したいと思いますので、7 ページをお願いいたします。</p> <p>はい。お願いします。</p>
事 務 局	<p>7 ページをお開き下さい。(整理番号3番について申請内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>すみません。事務局から補足をいれたいと思います。平成29年度第9回農業委員会総会資料と書かれた、航空写真・現場写真と書かれた、左上とじの資料があるかと思います。こちらのですね、2番になりますが、(資料) ありますでしょうか。お手元に。</p>
	(各委員へ配布した資料を確認)
事 務 局	<p>(資料を見ながら) これのですね。〇〇〇〇番地になります。</p> <p>はい。ピンクで色づけして囲っている土地が、今回贈与がある土地です。その隣、〇〇〇番、隣接している土地があると思います。ここも、売買なんですけど、登記地目が「原野」だったので今回は、基盤法にはのってきてないんですけども、ここと一緒に所有権移転を行いますということなんです。</p>
委 員	現況「農地」じゃない？
事 務 局	〇〇〇番地も現況「農地」ではあるんですけども、登記地目確認したら「原野」でした。これは、はい登記簿で確認したんですけども。「原野」だったので。以上です。

	(資料と申請内容を確認)
議 長	議案第55号の所有権移転関係、整理番号3について説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係、整理番号3については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。議事が終了しましたので、與那嶺委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(與那嶺委員 着席)</p> <p>続きまして、利用権、利用権移転関係及び所有権移転関係、整理番号1番2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから、利用権設定関係及び所有権移転関係の整理番号1、2について説明いたします。</p> <p>5ページをお開き下さい。</p> <p>(利用権設定関係の申請内容について説明)</p> <p>続きまして、7ページをお開き下さい。</p> <p>(利用権設定関係及び所有権移転関係の整理番号1、2の申請内容について説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局から補足を少し入れたいと思います。</p> <p>利用権設定の方なのですが、整理番号10、11については、一つの筆を、土地を分けて使用するという。土地の半分ずつ分けて使用するということです。</p> <p>それからですね、整理番号1～7番については新規就農で、譲渡人は、</p>

	<p>所有者の方は亡くなっていたので、相続権者の方から同意を、承諾書を書いていただいて提出していただいております。</p> <p>この〇〇〇〇さん（譲受人）利用者ですね。40歳の方で青年に入りますね。あの一農業は本当に全く「新規」でやるということ、頑張っていきます。ということで、面接で話をしました。</p> <p>8番からこの12番についてはですね、すべて〇〇〇〇の土地となっております。〇〇〇〇の土地改良区にありまして、土地改良の水事業があり、この事業関係で利用権設定を行う。</p> <p>それから、所有権移転の方ですが、〇〇〇〇の〇〇〇なんですけれども、場所はですね、あの一すみません、先ほど、使用しましたこの航空写真のほうですね、こちらの真ん中に、3ページ目についてます。</p> <p>（ 航空写真の資料で、場所を確認 ）</p> <p>（申請地）今回購入する〇〇〇〇さん（申請人）ところの牛舎にも近いということもありまして、草地での購入となっております。</p> <p>〇〇〇〇、〇〇〇番地については、登記地目、原野でありました、農振も入っていたので、今回は一緒に所有権移転で出しております。</p>
委 員	現況、「畑」扱い？原野？
事 務 局	現況は「原野」扱いです。
議 長	ただ今、議案第55号 利用権設定関係及び所有権移転関係の整理番号1番2番について説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	それでは、私のほうから議案第56号「農地法第4条の規定による許

	<p>可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 8ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、4条申請の内容を説明)</p> <p>先ほど説明いたしました、計画内容及び現場確認で、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	休憩します。
	<p>休憩 午後 17時 09分</p> <p>(4条申請の内容・資料の確認)</p> <p>再開 午後 17時 21分</p>
議長	どうぞ。
委員	<p>ペナルティを一回いれて、(事前着工) しょっちゅうではもう困る。もう…これあるたびに、これ(事前着工) やるからあまりにも…</p> <p>申請を通さないんじゃないんだけど。申請なくても通ると当たり前にも思ってるかなあとってまた、こう…これ県に(書類の進達) 上げて今帰仁村こんなもんですかと言われる。さっきのも、事前着工してるのに。前にも前の…もあったのに。手をつけるなよと言っても先に手つけている。</p> <p>登記して後からする分には構わないが、我々の存在意義がない。そうされると。勝手に自分たちで勝手に転用して、後から農業委員は絶対認めるさ、というたかくられても困る。一回ペナルティあげた方がいいと僕は思ってる。</p> <p>あまりにもちょっとね、お墓の件もそうだったけども、(事前着工) ありすぎ。</p>
委員	<p>どんな?ペナルティというか指導が。…いいんでしょうね。</p> <p>始末書は、まあつけてもらうということと。</p>
委員	最低、始末書つける。
議長	始末書つける。…始末書つけてね。やりましょうか。

委 員	なんかこう、広報に農地転用についてのことってあんま載せたことないですか。
事 務 局	ない。
委 員	他の市町村、だいたい農地転用ってこんなもんですよ、みたいな広報とか、「農業委員会だより」作ったりして、周知したりしてるじゃないですか。1回載してみたら？事前着工だめとか、なんかこう。 まあペナルティじゃないけど、周知という意味でね。
議 長	今回、もう農振からね、もうちゃんと除外されてるし。
委 員	そうですね。
委 員	これ申請書に農振（農振除外が記入されてるか）、あまりちょっと申請書しっかり見てなかったけど。
委 員	あっ農振ってこと、これ？
委 員	もともと農振ですよ。
事 務 局	もともと、はい、農振で。全体見直しで外れた。先月それが、全体見直しがすべて完了したのが先月です。それが終わって…
委 員	これ、備考欄に他法令の状況を「何年何月農振除外済み」書いてなかったの、書いてください。 で、事前着工してることは「始末書」つけて、県もわかるような状況にするぐらい…ですか。あんまりペナルティじゃないですけど。
委 員	ルールは守ってほしいよね。
委 員	ね。なんか、なんかペナルティしたいですけどね。なかなか…
議 長	許可下りるまでね。待つてほしいですよ。

委 員	待ってほしいですね。
議 長	ほんと、それだけなんだよ。
委 員	うん。
委 員	今月受けて、来月もうどうぞってなるのに。なんでそこまで…
議 長	それだけなんですよ。
委 員	なんで2週間、3週間待てないのかなあって思う。
委 員	そうですね。
委 員	なんでかね。
委 員	最初から、クレームつけるんじゃないで、ね。 あそこね車いっぱい入るのがわかるから。そうすれば、事前にじゃあ、こうしますって。申請したかったけど、できない条件があって1年半待って待ちますだけの話であって、今回の（農地転用を許可を待つ）は、全然関係ない。
委 員	まあ、農振ではあったから、まあ、待ち続けてとはあるとは思うけど。
委 員	でもね、あと少し待って、また何もなくクリアに通るのに。なんでそこでこう、わざと揉めることするのかな。
委 員	うーん…。この辺の周知というかね、意識を。
委 員	面接の時に、最初にさわるなよってね。
委 員	…うーん。面接で言う、最低言うことをまた、箇条書きにしてみんな面接の時に注意事項として、まあ事務局から言ってくれると一番、忘れ

	<p>なくていいと思うけど。</p> <p>受付の時にね事前着工はだめというのは。…まあ周知するっていうことですよ。</p>
事務局	<p>事務局のほうから、もう一つ。これだけ大きい農地ですので、ここを転用、ということについては、何か意見などがありましたら。</p> <p>農振から外れているということ、羽地大川の受益地からも外れています。ただ、両隣の土地については、農振であったり、羽地大川の受益地であったりということはありません。</p>
委員	<p>農振除外するとき要件があり、代替え地がないこととか、緊急性があることとか、公共事業の投資がされてないこととか、色々あって、それを全部クリアした上で、農振除外をしてると思うが。</p> <p>この土地について、代替え地がない理由を村が、確認、農振担当がしてるかどうか知りませんが、それをクリアしたっていうもとで農振除外されてるいるので、農地転用は、認めざるを得ないのかなと思う。あんまり、チェックができない、ですよ。代替え地が「ある」「ない」というのも。資料はもっと付けさせるべきかもしれないが、ちょっと「キャンプ場」って特殊じゃないですか、なんか。建物も建つわけでもないし、他の法律のも、あんななかったんですよ。</p>
事務局	<p>はい。なかったです。保健所にも確認とって、消防の方にも確認とりました。特に、建物とかが建つわけでもない、テントとか、持ち込んでやる場合のキャンプについては、特に、法令があるものではありません。ということですね。まあ、キャンプファイヤーとか、そういうのする場合には、消防の方はちょっと事前に、連絡は下さいということでした。けれども、特にそれ以外には、目立ったものはありませんでした。</p>
委員	<p>このキャンプ場としてのチェックを何していいかが、あまり決まりが無いっていうのが…</p>
委員	<p>キャンプ場っていうの初めて。</p>

委員	<p>あそこの駐車場は車（レンタカー）がいっぱい来るんで、大型車も停めたいっていう、申請だった。まあ駐車場、まあなんとなく理解は、できるかなっとは思っけど。</p> <p>あの面積が妥当かどうかの審査は、実際には、面接やっても、よくわからないというのが、ありますね。周辺の農地も、影響がどのくらいあるかも、まあそんな高い建物建てるとかではないので、日当たりなどの支障はないと思うけど、ただ、あそこがまるまる農振外れていくと、周りもどんどん外れてくっっていく意味の影響は出ると思いますけど。っていうので、あんまり…</p>
委員	けっこういい面積だもんね。
委員	そうですね。
委員	2千坪ぐらい…
委員	うーん…だから、農振を外したっていう、市（村）の考えを前提に、まあ、オッケーせざるを得ない、っていう、ちょっと消極的な審査ですけど。
委員	どんな考えで、抜いた（農振除外）かっっていうのを。
委員	「開発」を、させたいのかどうかもね、1回でもわかればね。協議するのも…
委員	それを、ほんとは示して欲しいですね。
委員	まあ、理解なり…ここはじゃあそういう風に、重点的に開発させ…ようっていうんであればさ、我々もいいんだけどさ。今、中途半端なんだよね。
委員	そうですね。
委員	今、うまく業者が出てきてホテル建ったりするんだけども、今帰仁村の、「ビジョン」がないものだから。

<p>委員</p>	<p>周辺から見て第2種農地ということでの転用だが、農地の区分は、農振地域に入ってるものは、1種農地、これはもう農地転用はだめ。2種農地については、状況に応じて許可もできる案件と、できない案件とある。3種農地はまあ原則、これはもう住宅地の真ん中にあるような農地。の中の2種農地の扱いですけど。</p> <p>農振に入るときは、1種農地だったので、農地転用許可はできない土地だったんですよ。</p> <p>農振を外したから、2種農地にまあ一応下げて、だけど周辺が農振に囲われてるから、2種でもまあ上のほうだとは思っただけど。という農地区分ですね。</p> <p>全然支障がありませんっていう、風に事務局が決まり文句で言いますけど。どう…なにを基準でそう言う、根拠は全然ないですね。だから、農振除外した根拠がほんとは欲しいではあるけど、たぶん、何の資料もないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>あの地域はもう前から、ずっとこんなトラブル続きなんだよね。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>委員</p>	<p>最初の頃から。</p>
<p>委員</p>	<p>たぶん隣の人がまた次の…</p>
<p>委員</p>	<p>また同じことやるんだよね。</p>
<p>委員</p>	<p>なんか要望したときに、「あそこは通ったじゃないか」という前例になる。あんまりよくないけど、拒む理由も、もう農振除外されてる以上は、「ない」からということの消極的な、「しょうがないか」っていう判断かなって思います。それで事前着工してるから、腹立ち…腹立ちますよね。</p>
<p>委員</p>	<p>最低でも、「始末書」だけは書いてもらわんと、もう、ね。</p>
<p>委員</p>	<p>なんか地域的な考えだと思うけどな。内容も、農地としてはもうやむを得ないっていう地域のそういう考えが定着してるのであれば、まあ、</p>

	地域性っていうことでの判断しかここでは、できない…。
委員	風の影響もある。何か植えたら。
地元委員	(申請地は) 親、財産分与で分けたんだから、もう、(申請人は) 農業なんて何も全然やったことない、この子っていうか、もう。35ぐらいになるか。
委員	草より…雑草が生えてたんだもんね。
委員	農業やって…やりにく土地なのかなと思って。
委員	勾配ついてるの確かにやりにくいけど…
地元委員	(長い間、放置されている) 親が亡くなってから。それから全然手つかずですね。あっちは。
委員	かと言って「貸す」って言っても、誰も借り手も、あるようなないようになって感じなんだよね。
委員	今までね。
委員	そう考えると、優良農地とも言い切れないっていうので、開発もやむを得ないとも言える。っていうことですね。
議長	あの、〇〇〇のできたおかげでね。色んな事故等、色んなのがあって、村としても何かはせないかんとになって、手は打たんだらうとになって、農振外した。この一つのきっかけでもあるんですよ。 いつも、何か(あるたび)トラブルったわけ、向こう。事故とかそんなのがあって。こう(あの)場所は。
委員	道路も狭いしなあ。
地元委員	またここに(申請地に) みんな駐車場してから、みんな入ってほしいんだけど駐車場。車がこっちの農道使わないで。

委 員	うん。そうですね。
委 員	そしたら、事故も少なくなるし。
委 員	まあ、地域からの不満がなければ良いのではないか。
議 長	結論として、始末書を…
委 員	始末書ですよね。
議 長	ね。(始末書を) 付けさせていいですか。
委 員	はい。
議 長	はい、では、議案第56号について、事前の土地整備を行っていることもあり、「始末書」を提出していただくよう、事務局より指導するとともに、「可決」することに異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決(事務局より指導し、始末書を提出する)決定いたします。 続きまして、議案第57号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから、議案第57号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明いたします。 お手元の資料 9ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、事業計画変更承認申請の内容を説明) 以上です。
事 務 局	事務局より、補足いたします。この事業計画変更ですが、農地法、次の農地法5条で、農地転用申請が出ておりますので、詳しい説明につい

	ては、そちらで説明したいと思います。お願いします。
委 員	一括審議でいいんじゃない。このまま。
事 務 局	ああ…はい。
委 員	まあ、いっか。そのままいきましょう。はい。
議 長	(委員一同へ) いいですか? いい? では、ただ今、議案第57号の説明が終わりましたが、ご意見…ご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第57号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第57号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の資料 10ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5条申請の内容を説明) 先ほど説明しました申請内容及び現地確認で、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
事 務 局	はい。事務局からちょっと補足を入れたいと思います。 (番号1番について補足説明)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣接地に「原野」地目もあり、そこと一体で開発を進めること ○ 開発申請は未提出であること (村の企画財政課に確認済みであること) ○ 開発申請については、申請書類を提出する準備を進めていると申請人に確認済みであること。 <p>(番号2番について補足説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「非農地証明願い」で申請があったところの、隣接地であることを説明し、「取下げ」するよう指導し、4条・5条の申請をしていただくようにする。と説明。 <p>(番号8番について補足説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の保護者の送迎用の駐車場及び園庭での使用 ○ 現場確認で、隣接地の保育所施設建設のための現場事務所や関係する車両が駐車している現状があったこと ○ 事前に申請者へ事前に土地利用しないよう伝えていたが、工事が間に合わないため、やむを得ず使用したと、申請者より説明があったこと。 ○ 「始末書」の提出を求めることを説明。
委 員	<p>これ隣の工事の人が、使っている。隣の工事は、村が事業主体ではないか。</p> <p>誰が始末書？…今、思ったけど。誰が始末書？</p>
議 長	<p>(保育所施設は) 向こうは、結局、村が作って (申請者が) 借りるわけでしょ。村が、やるべきではないか。</p>
委 員	<p>村の管理不十分ですよ。</p>
委 員	<p>そうですよね。</p>
議 長	<p>私はそう思います。</p>
委 員	<p>今帰仁村が最初からそこをね、管理しますっていえば、問題ないはずなんだけどね。</p>

事務局	わかりました。村が、保育所建設を行って、(申請者に)貸して運営を行うということもあまして、その、建設に係る事務所、駐車場等に使用されていますので、村の方の…えー指導不足…
委員	(村が)事業主体ですからね。
事務局	はい。指導不足ということもあります。ご指摘していただいたようにありますので、村長部局のほうにも話を伝える。
委員	農地法からいけば、そうなるからね。絶対。
委員	あれ、農地法適用除外じゃないでしょ。
事務局	はい。じゃないです。
委員	「始末書」とかそういうのは…
委員	「始末書」はなしで。
委員	「始末書」は「なし」にして。
議長	(村へ)…農業委員会からの流れを、一応、説明、話を通した方がいいんじゃないですか。農業委員会から。
事務局	はい。わかりました。それでは、(村の方に)農業委員会からご指摘もあつたように、あつたということで、で、はい。この経緯を説明して、村のほうには今後こういうことがないようにということで、伝えます。「始末書」はじゃあ…
複数委員	ない。
議長	「ない」で。もう話だけでも通して。

事務局	はい。いま話し合われた内容と、今後こういうことがないようにという ことを、村のほうに報告します。
議長	別に質問のある方、いらっしゃいませんか。 ないでしょうか。
	(はい。の声あり)
議長	では、議案第58号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見ござい ませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第58号、番号2については「否決」とし、番号1、番号3から 8については、原案通り可決決定することに異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」は異議 なしと認め、可決決定いたします。 (番号2「否決」・番号1、番号3～8番「可決」)

議長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は平成30年1月25日（木）を予定としています。これにて平成29年度第9回総会を閉会いたします。</p>
	閉会時刻 午後 17時 45分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印